

# 会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回あま市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和4年5月12日（木） 午後2時00分 から 午後2時30分 まで
開催場所	あま市役所甚目寺庁舎 2階 大会議室
会議内容	1 市長あいさつ 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名について 4 議題 あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について 5 その他 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による各制度の状況について (2) その他
会議資料	○次第 ○委員名簿 ○配席図 ○あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span> 概要、改正文、新旧対照表 ○国民健康保険税の減免等のお知らせ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2</span> ○新型コロナウイルス感染症の影響による各制度の状況について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料3</span> ○関係用語・定義集
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
出席委員	木下委員、横井委員、伊藤委員、富田委員、渡邊委員、井村委員、 山田委員、村上委員、宮地委員
欠席委員	藤井委員
事務局	【保険医療課】 上村課長、小鹿主幹、近藤課長補佐、澤田課長補佐、山田係長

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第1回あま市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>なお、藤井委員から、本日欠席される旨のご連絡がございましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>本日の協議会は、『あま市審議会等の会議の公開に関する要綱』第3条に基づき、公開で開催いたします。また、同要綱第7条に基づき、本日の協議会終了後、会議録を作成し、市の公式ウェブサイトへ会議録等を掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第に添って進めさせていただきます。</p> <p>始めに、あま市長の村上から、ごあいさつを申し上げます。</p>
市長	市長あいさつ
事務局	続きまして、当協議会の山田会長から、ごあいさつをお願いいたします。
会長	会長あいさつ
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、市長は他の公務のため退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
市長	【退席】
事務局	<p>今年度、委員の皆様にお変わりはありませんでした。引き続き、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局につきましては、人事異動により職員が変わっておりますので、紹介させていただきます。</p> <p>保険医療課長の上村です。課長補佐の近藤です。同じく課長補佐の澤田です。係長の山田です。最後に私、主幹の小鹿と申します。事務局の紹介は、以上でございます。</p> <p>本日の協議会は、委員10人中9人のご出席があり、あま市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。</p> <p>それでは、これ以降の進行につきましては、山田会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>速やかな議事進行に、皆様方のご協力をお願いいたします。</p> <p>次第3の「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>議事録署名委員は、協議会規則第9条により、会長指名となっております。</p> <p>本年度の議事録署名委員には、木下委員と村上委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。</p>
両委員	【了承】
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、次第4の「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」を議題といたします。</p> <p>なお、この議題は市長の諮問事項となっておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	【議題について説明】
会長	ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。
横井委員	課税限度額の引き上げによる影響はどれぐらいか。
事務局	課税限度額の引き上げによる影響を令和3年度の賦課データにより試算したところ、医療分については、137世帯に影響があり、合計で約264万円の増額、後期支援分については、219世帯に影響があり、合計で約207万円の増額、全体で約471万円の増額となります。
宮地委員	改正の趣旨に地方税法施行令の改正に伴うとあるが、課税限度額を引き上げる根拠について補足説明をいただきたい。また、過去、課税限度額はどの程度引き上げられているのか。 愛知県内の他の市町村の課税限度額も同様に引き上げられているのか。改正後の課税限度額は、あま市と他の市町村を比較した場合どうか。
事務局	課税限度額は、被用者保険とのバランスを考慮して、該当世帯が0.5%から1.5%の間になるよう、国が地方税法施行令等に規定しております。課税限度額を引き上げ、所得のある世帯に応分の負担を求めることで、中間層の負担を多少なりとも軽減出来るため、本市の課税限度額は、地方税法施行令に準じて規定しております。 過去の課税限度額の引き上げは、令和3年度は引き上げを行っていませんが、令和2年度以前は、概ね年に3万円から4万円程度の引き上げが毎年度行われております。 他市町村の課税限度額も、地方税法施行令又は国民健康保険法施行令を根拠としており、国に準じた課税限度額を規定している自治体が大部分となっております。
宮地委員	今回の引き上げは、例年と同程度の額ということか。
事務局	令和2年度の改定では、総額が96万円から99万円に引き上げられており、引き上げの額としましては、例年と同様の引き上げとなります。
会長	他にご意見等はございませんか。 ご意見等はないようですので、委員の皆様にお諮りします。当局案を承認することにご異議ございませんか。
	【異議なし】
会長	異議なしと認めます。よって「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」については、当局案のとおり承認し、「承認」の答申書を提出させていただきます。
会長	続きまして、次第5の(1)「新型コロナウイルス感染症の影響による各制度の状況について」でございますが、事務局の説明を求めます。
事務局	【次第5(1)について説明】

会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、これに対してご質問等はございませんでしょうか。
会 長	令和2年度と令和3年度を比較しておりますが、傷病手当金は令和3年度に増加、国民健康保険税の減免状況は令和2年度が多いのはなぜか。
事 務 局	傷病手当金につきましては、感染者数の増加が支給件数の増加につながっていると考えております。 国民健康保険税の減免につきましては、減免要件の一つに前年と比較して30%以上の収入減少がございます。令和2年度の減免は、新型コロナウイルス感染症の発生前と発生後の収入を比較したのに対し、令和3年度の減免は、新型コロナウイルス感染症発生後の収入を比較しているため、30%以上の収入減少に至らなかった世帯が多く、減免適用の減少につながったと考えております。
会 長	ご意見等はありませんか。 続きまして、(2)の「その他」ですが、委員の皆様からご意見等はありませんか。
会 長	ご意見等はないようですので、これを持ちまして本日の協議会を終了します。

【開始時間 午後2時00分】

【終了時間 午後2時30分】

上記の会議録が、令和4年5月12日に開催された、令和4年度第1回あま市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

令和4年5月12日

あま市国民健康保険運営協議会

会 長 山 田 精 二

議事録署名者 木 下 万里子

議事録署名者 村 上 千代子